

新規上場申請に伴う提出書類一覧表

(株 券)

規…有価証券上場規程

審…株券上場審査基準

公…上場前の公募又は売出し等に関する規則

| 書 類 名 | 提 出 時 期 | 提出部数 | 根 拠 規 程 | 備 考 |
|---|----------|------|-----------------|---|
| 1. 有価証券上場申請書 | 上場申請日 | 1 | 規第3条① | |
| 2. 上場申請有価証券訂正通知書 | 事由発生後直ちに | 1 | 〃 | |
| 3. 上場申請決議取締役会議事録(写) | 上場申請日 | 1 | 〃 ②(1) | |
| 4. 登記事項証明書 | 〃 | 1 | 〃 (2) | |
| 5. 定款(原本証明付) | 〃 | 1 | 〃 (3) | |
| 6. 上場申請のための有価証券報告書 (Ⅰの部) (監査報告書添付) | 〃 | 2 | 〃 (4) (〃 ⑦) | |
| 7. 上場申請のための有価証券報告書 (Ⅱの部) | 〃 | 2 | 〃 ②(4) | |
| 8. 反社会的勢力との関係がないことを示す 確認書 | 〃 | 1 | 〃 (6) | |
| 9. 推薦書 | 〃 | 1 | 〃 (7) | |
| 10. 公開指導及び引受審査の過程で特に留意 した事項及び重点的に確認した事項を記 載した書面 | 〃 | 1 | 〃 (7)の3 | |
| 11. 取締役会、株主総会の議事録(監査等委員 会設置会社にあつては、監査等委員会の決 議又は取締役会の決定を含み、指名委員会 等設置会社にあつては、指名委員会等の決 議又は執行役の決定を含む。) (写) (申請 事業年度) | 〃 | 1 | 〃 ⑤(1) | 上場申請日以後は開催の都度 提出。ただし電子開示手続き (EDINET)により提出が行われ ている場合には、当該書類の提 出は不要 |
| 12. 諸規則(写)(株式事務取扱規程(原本証 明付)を含む) | 〃 | 1 | 〃 b | |
| 13. 株主総会招集通知及びその添付書類(最 近1年間) | 〃 | 1 | 〃 c | |
| 14. 株券上場審査基準に関する株式の分布状 況表 | 〃 | 1 | 〃 j | 上場前の公募・売出し又は数量 制限付分売により株主数や流 通株式に関する基準を充足す る予定である場合は不要 |
| 15. 株式事務代行委託契約(内諾)書、覚書 (写、原本証明付) | 〃 | 1 | 〃 m | |
| 16. 監査概要書・四半期レビュー概要書 | 〃 | 1 | 規第3条⑧ | |
| 17. 上場申請に関する宣誓書 | 〃 | 1 | 規第3条の2 | |
| 18. 主要な事業活動の前提となる事項につい て | 〃 | 1 | 規取扱2(4)cの2 | |
| 19. 有価証券上場予備申請書 | 〃 | 1 | 規第6条の2 | |
| 20. 取引所規則の遵守に関する確認書 | 〃 | 1 | 〃 4① | 予備申請を行う場合 |
| 21. 時価総額算定書 | 上場承認まで | 1 | 審第4条①(3) | |

参考 2

| 書 類 名 | 提 出 時 期 | 提出部数 | 根 拠 規 程 | 備 考 |
|--|---------|------|------------------------------------|---|
| 22. 純資産の額計算書 | 上場承認まで | 1 | 審第4条①(5) | 公募により形式基準を充足する場合 |
| 23. 「上場申請のための有価証券報告書」及び「上場申請のための四半期報告書」に不実の記載がないと新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面 | 〃 | 1 | 規第6条の4(2) | |
| 24. コーポレート・ガバナンスに関する報告書 | 〃 | 1 | 規第6条の5 | 上場承認までに提出後、上場日にTDnetを通じて登録 |
| 25. 上場契約書 | 〃 | 1 | 規第7条① | |
| 26. 定款 (PDF版) | 〃 | 1 | 規取扱9(1)a | 上場日にTDnetを通じて登録 |
| 27. 上場申請のための有価証券報告書 (Iの部) (監査報告書添付) | 〃 | 1 | 〃 b (規第3条⑦) | |
| 28. 上場申請のための四半期報告書 (四半期レビュー報告書添付) | 〃 | 1 | 規取扱9(1)b (規第3条⑦) | 特定事業会社は半期報告書(写し) |
| <その他該当する場合に提出する書類> | | | | |
| 29. 最近2年間のうちその設立前の期間における当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書 (監査報告書、ただし、本所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面添付) | 上場申請日 | 2 | 規取扱2(4)d (規第3条⑨) (規取扱7(1)) | 持株会社になった後上場申請日の直前事業年度の末日までに2年以上経過していない場合で、かつ、持株会社になった日の子会社が複数あるとき |
| 30. 承継する事業に係る財務計算に関する書類 (監査報告書又は部門財務情報に対する意見表明のための報告書添付) | 〃 | 2 | 規取扱2(4)dの2 (規第3条⑨) (規取扱7(2)) | 会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社で、最近2年間に承継前の期間が含まれる場合 |
| 31. 承継前における当該他の会社の財務諸表等 (監査報告書添付) | 〃 | 2 | 規取扱2(4)e (規第3条⑨) (規取扱7(3)) | 会社の分割等により他の会社の事業を承継する会社で、最近2年間に承継前の期間が含まれる場合 |
| 32. 合併当事会社の連結財務諸表等 (監査報告書(合併主体会社の財務諸表等に限る)、ただし、本所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面添付) | 〃 | 2 | 規取扱2(4)f (規第3条⑨) (規取扱7(1)) | 新規上場申請者又はその子会社が最近1年間に合併を行っている場合 |
| 33. 新規上場申請会社が最近1年間又は上場申請日の属する事業年度の初日以後に、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える合併・会社分割・子会社化・非子会社化・事業譲受・事業譲渡を行っている場合、次の書類 | | | | |

| 書 類 名 | 提 出 時 期 | 提 出 部 数 | 根 拠 規 程 | 備 考 |
|---|----------|---------|--|---|
| (1) 合併当事会社の連結財務諸表等(Ⅰの部に添付) (監査報告書、ただし、本所が相当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面添付) ・上場申請のための被合併会社等の概要書 | 上場申請日 | 2 | 規取扱 2 (1) d(a) (規第 3 条⑨) (規取扱 7 (1)) | 合併(子会社が行う場合を含む) |
| (2) 承継される事業に係る財務計算に関する書類(分割等の直前事業年度に係るものに限る。) ・上場申請のための会社分割概要書 | 〃 | 2 | 規取扱 2 (4) g(b) (規第 3 条⑨) (規取扱 7 (4)) | 〃 |
| (3) 子会社に係る連結財務諸表等(Ⅰの部に添付) (監査報告書、ただし、本所が相当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面添付) ・上場申請のための異動子会社に関する概要書 | 〃 | 2 | 規取扱 2 (1) d(b) (規第 3 条⑨) (規取扱 7 (1)) | 会社分割(子会社が行う場合を含む) |
| (4) 上場申請のための事業の譲受け(又は譲渡)概要書 (財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面) | 〃 | 2 | 規取扱 2 (4) g(c) (規第 3 条⑨) (規取扱 7 (4)) | 子会社化・非子会社化 |
| 34. 分割に係る会社法第 794 条第 1 項又は会社法第 803 条第 1 項に規定する書面(写) | 〃 | 1 | 規取扱 2 (4) n | 事業の譲受け又は譲渡(子会社が行う場合を含む) |
| 35. 会社法第 416 条第 4 項に基づき執行役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面 | 〃 | 1 | 規取扱 2 (4) n の 3 | 上場会社の人的分割会社により設立される会社又は上場会社から事業を承継する会社で、当該分割前に上場申請を行う場合 |
| 36. 会社法第 399 条の 13 第 5 項に基づき取締役に委任している場合には、取締役会の決議の内容を証する書面 | 〃 | 1 | 規取扱 2 (4) n の 4 | 指名委員会設置会社である場合 |
| 37. 親会社等の事業年度若しくは中間会計期間に係る直前の決算内容を記載した書面 | 〃 | 1 | 規取扱 2 (4) n の 5 | 監査等委員会等設置会社である場合 |
| 38. 支配株主等に関する事項を記載した書面 | 〃 | 1 | 規取扱 2 (4) p | 親会社等を有している場合 |
| 39. 経営上重要な事項が発生した場合に、当該事項に係る報告書 | 事由発生後直ちに | 1 | 規第 3 条⑤(2) | 支配株主等を有している場合 経営上重大な事実等が発生した場合 |

参考 4

| 書類名 | 提出時期 | 提出部数 | 根拠規程 | 備考 |
|---|--|----------------------------|--|---|
| 40. 自己株式取得決議、自己株式処分等決議 又は自己株式消却決議を行った場合、次の書類 (1) 自己株式取得に係る株主総会議事録又は取締役会議事録（写） (2) 自己株式処分等に係る株主総会議事録又は取締役会議事録（写） (3) 自己株式消却に係る取締役会議事録（写） 《公募等を行う場合》 | 上場申請日又は決議後遅滞なく ” ” | 1 1 1 | 規第3条②(5) ” 規第3条②(5) | 監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を含み、指名委員会設置会社にあつては、指名委員会等の決議又は執行役の決定を含む。 |
| 41. 公募又は売出予定書 | 上場申請日後遅滞なく | 1 | 審取扱2(2)b(a)イ 公第3条 | |
| 42. 公募等の価格決定のお知らせ（プレスリリース） | 決定後直ちに | 1 | 公第3条の3② | |
| 43. 公募又は売出実施通知書 | 申込期間終了の日から起算して3日以内 | 1 | 公第3条の6 審取扱2(2)b(a)ハ | 委託販売を行う場合であつて未契約の元引受会員がある場合 |
| 44. 委託販売に係る事務委託契約書 | 上場承認まで | 1 | 公取扱1条の4② | |
| 45. 委託販売の組成の要領に関する通知書及びその添付書類 | 決定後直ちに | 1 | ” | 委託販売に係る事務委託契約書に基づき提出 |
| 46. 上場前の公募等に係る配分指針 | ” | 1 | 公第3条の4② | |
| 47. ブックビルディング方式の場合、次の書類 (1) ブックビルディングの方法に関する指針 (2) 公開価格に係る仮条件の決定のお知らせ（プレスリリース） | 決定後直ちに ” | 1 1 | 公第3条の11② 公第3条の12② | |
| 48. 非会員金融商品取引業者等が元引受契約等を締結する場合 契約書(写) | 契約後遅延なく | 1 | 公第3条の7 | |
| 49. 入札の場合、次の書類 (1) 特別利害関係者一覧表 (2) 人的関係会社及び資金的関係会社の一覧表及び役員名簿 (3) 従業員名簿 (4) 競争入札事務委任契約書 (5) 類似会社比準価格の算定書 (6) 入札下限価格決定のお知らせ（プレスリリース） (7) 落札者名簿 | 上場申請日 ” ” 上場承認まで 決定後直ちに ” 落札結果の通知日から起算して3日以内 | 1 1 1 1 1 1 | 規取扱2(4)h ” i ” k 公第5条 公取扱3条(4) ” 公第8条② | |

| 書類名 | 提出時期 | 提出部数 | 根拠規程 | 備考 |
|---|----------------------------|------|---------------------------------------|---|
| 50. 公募等に関してその他該当する場合、次の書類 | | | | |
| (1) 売委託同意株式数の確認報告書 | 上場承認まで | 1 | 要請事項 | |
| (2) 流通参考値段報告書 | 上場日の2日前迄 | 1 | 〃 | |
| (3) 新規上場会社と非会員証券会社又は外国証券業者との間に締結した契約を証する書面(写) | 引受契約締結後直ちに | 1 | 公3条の7 審取扱2(2)b(c) | 非会員証券会社等が元引受契約等を締結した場合 |
| (4) 新規上場会社が非会員証券会社と締結した書面提出に関する契約を証する書面(写) | 引受契約締結後直ちに | 1 | 公3条の8 審取扱2(2)b(c) | 非会員証券会社等が元引受契約等を締結した場合 |
| 51. 数量制限付分売を行う場合 | | | | |
| (1) 数量制限付分売予定書 | 上場申請日後遅滞なく | 1 | 〃 (b)イ | |
| (2) 数量制限付分売後の株式の分布状況表 | 分売の日から起算して3日以内 | 1 | 〃 ハ | |
| 《第三者割当等による募集株式の割当等を行っている場合》 | | | | |
| 52. 継続所有等に関する確約書 | 上場申請日(上場申請日以後のときには発行後遅滞なく) | 1 | 公第17条① 〃 第19条 公取扱15条③ 〃 18条③ | 直前事業年度の末日の1年前の日以後、第三者割当等による募集株式、募集新株予約権の割当の場合 |
| 53. 第三者割当等による募集新株又は取得株式等の譲渡に関する通知書 | 〃 | 1 | 公第18条② 公取扱15条② | 割当を受けた者が当該株式又は取得株式等の譲渡を行った場合 |
| 54. 第三者割当等による募集新株予約権又は取得株式等の譲渡に関する通知書 | 〃 | 1 | 公第19条 公取扱18条② | 割当を受けた者が当該新株予約権又は取得株式等の譲渡を行った場合 |
| 55. ストックオプションとしての新株予約権がある場合 | | | | |
| (1) 継続所有等に関する確約書 | 〃 | 1 | 公取扱19条④(1) | |
| (2) 新株予約権の割当等に関する取締役会議事録(委員会設置会社にあつては執行役の決定があつたことを証する書面を含む) | 〃 | 1 | 〃 (2) | |
| (3) 新株予約権を譲渡しない旨の契約を締結していること又は当該新株予約権の譲渡につき制限を行っていることを証する書面 | 〃 | 1 | 〃 (3) | |
| 56. ストックオプションとして新株予約権の行使等により取得した株式等がある場合 | | | | |

参考 6

| 書 類 名 | 提 出 時 期 | 提出部数 | 根 拠 規 程 | 備 考 |
|---|--------------|------|--------------|--------------------------------------|
| (1) 継続所有等に関する確約書 | 〃 | 1 | 公第20条の2 | 上場申請日前行使している |
| (2) 新株予約権の割当等に係る株主総会及びその割当等に関する取締役会の議事録(委員会設置会社にあつては執行役の決定があつたことを証する書面を含む。) | 〃 | 1 | 公取扱19条の2③(1) | 場合、確約書に添付 |
| (3) 新株予約権の割当に関する契約内容を証する書面 | 〃 | 1 | 〃 (2) | 〃 |
| 57. 財務局長等に有価証券の募集又は売出しに関する届出若しくは通知書を提出した場合。 | 財務局長等に提出後直ちに | | | |
| ・有価証券届出書(訂正含む)及びその添付書類(写) | | 2 | 規第3条⑤(3)a | |
| ・有価証券届出効力発生通知書(写) | | 1 | 〃 b | |
| ・有価証券通知書(変更含む)及びその添付書類(写) | | 2 | 〃 c | |
| 58. 有価証券の募集若しくは売出しの発行登録又はその取下げを行った場合、又は発行登録による募集又は売出しを行った場合。 | 実施後直ちに | | | 電子開示手続き(EDINET)により提出が行われている場合には、提出不要 |
| ・発行登録書(訂正を含む)及びその添付書類並びに当該発行登録書に係る参照書類(写) | | 2 | 規第3条⑤(4)a | |
| ・発行登録効力発生通知書(写) | | 1 | 〃 b | |
| ・発行登録追補書類及びその添付書類並びに当該発行登録追補書類に係る参照書類(写) | | 2 | 〃 c | |
| ・発行登録取下届出書(写) | | | 〃 d | |
| 59. 財務局長等に以下の書類を提出した場合、次の書類 | 財務局長等に提出後直ちに | | | 〃 |
| ・有価証券報告書(訂正含む)及びその添付書類(写) | | 2 | 規第3条⑤(5)a | |
| ・半期報告書(訂正含む)(写) | | 2 | 〃 b | |
| ・四半期報告書(訂正含む)(写) | | 2 | 〃 c | |
| ・臨時報告書(訂正含む)(写) | | 1 | 〃 d | |
| ・自己株券買付状況報告書(訂正含む)(写) | | 1 | 〃 e | |
| ・公開買付届出書(訂正含む)、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書(訂正含む)(写) | | 1 | 〃 f | |
| ・公開買付意見表明報告書(訂正含む)(写) | | 1 | 〃 g | |

| 書 類 名 | 提 出 時 期 | 提出部数 | 根 拠 規 程 | 備 考 |
|---|-----------------|------|-----------|-------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大量保有報告書（訂正含む）及び変更報告書（訂正含む）（写） ・内部統制報告書（訂正含む）（写） | 提出者から送付を受けた後直ちに | 1 | ” h | 電子開示手続き（EDINET）により提出が行われている場合には提出不要 |
| 60. 財務局長等に以下の書類が提出され、当該提出者から送付を受けた場合、次の書類 | | 1 | ” i | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・公開買付届出書（訂正含む）、公開買付撤回届出書及び公開買付報告書（訂正含む）（写） ・大量保有報告書（訂正含む）及び変更報告書（訂正含む）（写） ・公開買付意見表明報告書（訂正含む）（写） | | 1 | ” (6)a | |
| 61. 上場日が申請事業年度開始日以後3か月を経過した後となる場合。 | 遅滞なく | 1 | 規第3条⑤(6)b | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第1四半期）（四半期レビュー報告書添付） | | 1 | ” (7) | |
| 62. 上場日が申請事業年度開始日以後6か月を経過した後となる場合。 | 遅滞なく | 2 | 規第3条⑥(1) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第1及び第2四半期）（四半期レビュー報告書添付） | | 2 | ” (2) | |
| 63. 上場日が申請事業年度開始日以後9か月を経過した後となる場合。 | 遅滞なく | 2 | ” (3) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・上場申請のための四半期報告書（申請事業年度第1、第2及び第3四半期）（四半期レビュー報告書添付） | | | | |